

ピレリグループ内部告発方針- 当グループの内部通報手順について

1. 目的

当方針（以後「**方針**」とする）は、法と規則、Pirelli & C. S.p.A.社と同社の管理下にある法人（以後「**ピレリ**」または「**グループ**」とする）の倫理規約の中に定められた意義と原則、内部監査の原則、社内の方針と規定などに対する違反あるいは違反の誘因を成立または成立させる可能性のある作為または不作為による不正行為、さらにグループ、顧客、株主、パートナー、第三者、さらに市民など当グループの1社もしくはそれ以上の法人と長期的な関係を築く範囲の中で、あらゆる種類の損害（例えば経済的、環境的な損害、労働者または第三者の安全に関わる損害、またはイメージのみに関する損害も含む）を引き起こす可能性のある作為または不作為による不法行為に関する内部通報の実行手順を定めることを目的としています。（以下「**通報**」とする）。

当方針は、本件に関して現地水準で当方針と対立する特殊な法令が制定されている場合を除き、グループ内の全ての法人に適用する基準となります。

いかなる手段においても、当方針の原則により、ピレリが業務を行う各国の司法機関や監督・監督官庁への告発義務が緩和されたり制限されたりすることはありません。またグループの各法人において監視組織が設けられている場合の通報の義務に対しても同様です。

2. 該当者

当方針の該当者（以下「**該当者**」および/または「**通報者**」とする）は以下のとおりです。

- a) グループの経営側の構成員、従業員
- b) 顧客、納入業者、パートナー、コンサルタント、株主、およびグループの利害関係者全般（以後「**第三者**」とする）。

3. 通報

グループ内の1社またはそれ以上の法人と関連を持つ者による違法または不正の可能性のある行為の実行を業務の遂行中に発見したあるいは認識した該当者、または業務に強い影響を受けた該当者は、当方針に従い、グループの原則に対する違反行為または原則に準じない態度と思われる事実・できごと・状況を善意および良識に基づき速やかに報告しなければいけません。

「**通報**」とは、法や規則、ピレリの倫理規約、内部監査の原則、さらに社内方針と社内規則それぞれの中に定められた意義と原則に対する違反あるいは違反の誘因を成立または成立させる可能性のある作為または不作為による不正行為についての通達を意味します。

通報は匿名の形式でもできますが、各状況において適切な保護を適用し、担当者による効率的な調査活動を可能とするために、ピレリは記名での通報を推奨します。

匿名であったとしても、適切で有用な情報を提供して通報された内容が事実であることを適切に検証できるよう、通報には書類による裏付けと詳細の記述が必要です。通報の中に、通報者が認識している範囲内で、以下の情報が含まれていることが特に重要です。

- 発生した事実の詳細な描写と、どのようにしてそれを知ったか
- そのできごとが起きた日付と場所
- 関与する人物の氏名と役職または人物特定を可能にする情報
- 通報するできごとについて言及できる人物が他にもいる場合はその氏名
- 通報するできごとが真実であることを裏付ける書類や記録がある場合はそれについても記述する

通報の受領および検討を担当するのはミラノの本社に置かれている当グループの内部監査本部（「*Direzione Internal Audit*」）です。

通報は英文または現地の言語で記述し、下記の方法で提出しなければなりません。

- 次のアドレスへ E メールを送信する: ethics@pirelli.com。このアドレスへのアクセスは内部監査本部に限定されています。
- 紙媒体で次の住所へ郵便にて送付する: **Pirelli & C. S.p.A. – Viale Piero e Alberto Pirelli, n. 25 – Milano**。その場合は内部監査部長宛てにしてください。

いかなる理由であれ、仮定される不正行為の通知を受領する該当者には次の義務があります。

(I) 受領した情報の守秘義務を保証する (II) 通報者に本方針の第3章の通報の方法を遵守させる (III) 通報を書面で受領した場合、直ちに次のメールアドレス ethics@pirelli.com のみへ転送する。また紙媒体による場合は次の住所 **Pirelli & C. S.p.A. – Viale Piero e Alberto Pirelli, n. 25 – Milano** の内部監査部長宛てに転送する。いずれの場合も該当者は分析およびより深い調査について自ら行動を取ることは一切控えなければいけません。

内部監査本部は、発信者の追跡が可能である場合、ethics@pirelli.com のメールアドレスを通じて、通報の受領通知を発信者へ送ります。

受領した通報内容の信憑性についての検証時に、通報者は誰であれ、さらなる情報の要求について連絡を受ける可能性があります。

4. 秘密保持と報復行為の禁止

ピレリは今後起こりうる違法または不正な行為について該当者が時宜にかなった通報がしやすいよう、通報およびその内容に含まれる情報の秘密保持と、通報者または通知をした全ての人の匿名性を保証します。これについては、その通報自体が後に間違いであった、あるいは根拠がないものであったということが発覚しても同様に守秘を保証します。

通報者および通報対象者または通報された不正行為の信憑性の検証活動に参加する者に対するいかなる脅迫、報復行為、懲戒措置、差別待遇も容認しません。

ピレリは当方針に従い通報を届け出る者に報復行為を実行するまたは実行すると脅す全ての者に対して適切な措置を講じる権利を有します。ただし、通報者に表明または報告した内容の虚偽に

関する刑事責任または民事責任がある場合、その当事者が法的保護を求める権利は侵害されません。

当グループは、悪意をもって虚偽や根拠のない通報や日和見的な通報をにより行う者、通報対象者または通報内に名を挙げた人物を誹謗中傷するため、もしくはその者に対する偏見を引き起こすために通報を行う全ての者に対して、被害を受けた者の権利と財とイメージの保護のため、懲罰または法律に基づく最も適切な措置を講ずることができます。

5. 通報の信憑性についての検証作業

通報内に記述される状況の信憑性についての検証作業は、この件に関して現地の特別な法令がある場合を除き、グループ内の全てに関して内部監査本部の管轄に置かれます。通報の全関係者に対する公正性、平等性、秘密保持の原則に考慮し、時宜にかなった綿密な調査活動を内部監査本部に委任します。

検証の過程で内部監査本部は時により適切な関連する社内部署からの支援を利用する可能性があります。また受領した通報内容の分野における専門家の利用が適切と考えられる場合および検証への参加が立証に機能的であると考えられる場合、秘密保持を保証しつつ外部コンサルタントを利用する可能性もあります。

検証の結果として、内部監査本部は実行された調査と浮かび上がった証拠に関する報告書の要約を事前に用意し、検証結果に基づき、今後実行すべき措置の計画とグループの保護のために実行すべき措置を明確にする目的で、関連する社内部署とそれを共有し、通報の内容に関係のある社内組織の責任者に各々の通報に関して遂行された検証の結果と掘り下げられた調査内容を通知します。

分析の終了時に通報に詳細な供述が欠如しているまたは非難された事実根拠がないことが発覚した場合、後者は内部監査本部によって通報の検証結果の判断理由と一緒に文書保管されます。

内部監査本部は受領する通報の分類と調査の結果について、ピレリ (Pirelli & C. S.p.A) の内部監査・リスク管理・サステイナビリティ、コーポレート・ガバナンス委員会に定期的に報告します。

6. 個人情報の取り扱い

ピレリが通報の管理の際に取得した通報者の個人情報と他に通報に関与する者がある場合はその者の個人情報（人種および民族的な出自、宗教的な信念、哲学的、政治的な意見、政党および労働組合への加入、さらに健康状態や性的傾向を明らかにすることができる個人情報などの繊細な情報を含む）は、個人情報保護に関する現行の規定に定められている内容を全て遵守して取り扱われます。いずれの場合も、当グループの個人情報保護に関するグローバル・ポリシー (<http://corporate.pirelli.com/corporate/en-ww/governance/principles/global-personal-data-protection-policy>) の定めに従い、通報の正当性の検証と同通報の管理のために必要な情報の取り扱いのみに制限しています。個人情報の扱いは、正規の取り扱い担当者である内部監査本部（この件に関する現地の特定の法令がある場合を除く）により、同方針の中に制定されている手順を遂行する目的でのみ実行されます。個人情報の扱いは秘密保持と権利と本質的な自由さらに当事者の尊厳を最大限に配慮して法と規則の義務を遂行するだけでなく、受領した通報の正しい利用のために実行されます。

個人情報の取り扱い作業は、*内部監査本部*の管理のもと、*内部通報*の手続き実行担当者として育成され正式に任命された職員に委託されます。同職員は育成の際に特に安全の基準と渦中にある者の秘密保持と通報に含まれる情報の保護の基準について学んでいます。

通報内に含まれる個人情報は*内部監査本部*によりケースごとに関連性のある社内部署通知される可能性があります。さらに収集された情報および実行された確認事項の中から当初に通報された状況についての信憑性が判明した場合、通報対象者に対して司法および懲罰に関わる適切な保護を保証するために必要な手順を開始する目的で司法機関へ通知されることもあります。そのような場合、同方針の第 5 章で既に示したように外部の専門家にも個人情報を通知する可能性があります。

通報の信憑性の検証作業中には、不意または不正による個人情報の消滅や紛失を防ぎ、また認められていない流布から保護するために必要な全ての措置が講じられます。さらに通報に関わる書類は当方針に制定された手順が正しく遂行できるよう、必要とされる期間に限り紙と電子の両方の形式で保存されます。

2017 年 11 月

副会長 兼 CEO

Marco Tronchetti Provera

(マルコ・トロンケッティ=プロヴェーラ)